

会議名 平成28年度茨城県入札監視委員会第2回定例会議

日時 平成28年12月22日（木）

10：00～13：42

場所 県庁20階

土木部会議室

○委員

皆さんおはようございます。年末のお忙しい中、いろいろありがとうございます。本日も10件の審議がございますので、早速審議に入らせていただきます。

まず、1番目の案件ですが、一般競争入札の部門から、海岸防災林造成事業工事ということで、担当課のほうからご説明を願います。

○説明者 ××と申します。本日はよろしく申し上げます。

お手元の資料ナンバー1の海岸防災林造成事業工事についてご説明いたします。

初めに、工事の概要についてご説明します。資料の16ページをご覧ください。

この地図で赤い丸印で示してありますところが、今回の施工箇所、茨城県の××に位置し××と接しております××地内の飛砂防備保安林に指定されております海岸防災林において事業を実施しているところでございます。この工事は、居住地や農地における潮風や飛砂の被害を防ぐとともに、津波の減災効果が期待されております、海岸防災林を再生するために、マツなどの苗木の植栽と、植栽した苗木を強風から守るための静砂垣の整備を行っております。

資料の18ページと19ページの施工状況の写真でご説明させていただきます。

まず、18ページをお開きください。当地は、海岸防災林でも海に面しました最前線で、海からの風が最も強く当たるところでございます。強風や潮風により松林が衰退した箇所に、再度マツ等の苗木を植栽し、海岸防災林の再生を目指すものでございます。

右側の完成写真をご覧いただきたいと思いますが、竹を使った垣根を正方形に回してございますが、これが静砂垣でございまして、静砂垣で囲んだ中に、ちょっと写真で見づらいですけれども、クロマツとか、肥料木のアキグミ、防風効果を高めるトベラというような植物を植栽してございます。さらに、乾燥を防ぐために、敷きわらを敷いております。18ページの写真は、この施工地に隣接して人工砂丘を整備してございますが、その上から撮影したものでございます。

19ページの写真でございますけれども、左側の施工前の写真に写っております坂のように見える砂丘の向こう側に砂浜が広がり、その先に海がございまして、右側の完成写真では、トベラやマツ、アキグミの植栽状況がわかるかと思っております。

写真の右側のほうに、ちょっと緑が濃くなっているものがトベラという植物でございまして、その中にクロマツと、アキグミというグミの一種ですけれども、それが混植されている状況になっております。

本県の海外沿いには帯状に松林がありますが、そのうち保安林に指定されている松林は、海岸防災林造成事業等の治山事業によりまして、植栽や草刈り等の森林整備や、松林を守る防潮堤や人工砂丘の造成が行われております。当地の×××地区の全体事業計画は、平成25年度から27年度までの3カ年で、人工砂丘2,353メートルを整備し、その後背に海岸防

災林の造成を行う計画で、本工事は、最終年度であります27年度の事業となっております。

17ページの平面図をご覧ください。図面の上のほうが太平洋で、図面の下のほうに、横一直線に伸びている道路が市道で、×××と呼ばれている道路でございます。図の中央に海岸線に沿って、点線にマルの線で示しているものが人工砂丘を示しておりまして、その下のほうに赤の線で囲まれている場所が今回の施工地となっております。

さらに、陸側は海岸防災林が広がっておりまして、×××道路の陸側は、農地や住宅地が広がっております。

ページを戻りまして、1ページの審議事案説明書に沿って、入札の状況についてご説明します。

入札方式につきましては、一般競争入札で、工事名は、平成27年度第×××号、海岸防災林造成事業工事でございます。工事場所は、×××地内でございます。工事の概要は、静砂垣工、延長2,052m、改植工、マツ等の苗木を植栽した面積は7,543㎡です。

入札参加資格でございますが、まず1点目は、茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に、役務の提供で、森林の整備・管理・保育等で登録されており、茨城県内に本店があること、二つ目は、鹿行、県央又は県南農林事務所管内に本社又は営業所があること、3点目は、①から⑥に掲げました森林整備に関する専門知識、技術に係る有資格者を対象工事に主任技術者として配置できること、さらに四つ目は、治山事業森林整備工事における資格者を有する法人届出名簿に登録されている業者であることとしております。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、本工事は、海に面した厳しい環境で植栽や静砂垣整備を行うため専門知識が必要であることから、先ほど説明いたしました資格者を主任技術者として配置できることとしております。また、×××管内にはこの資格を満たす業者が15者しかいないことから、競争性を高めるため、隣接する×××、×××管内を含めた地域要件としまして、応札可能業者数を33者としたところでございます。

入札の参加資格確認申請者数は11者で、確認の結果、11者全て参加資格有りとなっております。契約金額は、税込みで2,284万2,000円となっております。

2ページの入札結果登録でご確認をいただきたいと思いますが、入札参加者数は11者でしたけれども、同日に入札を行った別の事業を落札した業者の入札は無効とする、いわゆる取りおりにしておりまして11番の×××さんが無効となり、10番の×××が予定価格を上回って失格となっております。

1ページに戻っていただきまして、入札の経緯及び結果でございますが、落札者は×××で、予定価格は税抜きで2,445万円、最低制限価格は2,115万円、入札価格は2,115万円で、落札率は86.5%です。

本工事は、変更を1回行っております。15ページをご覧ください。変更内容は、植栽箇所の追加でございます。当該箇所は、先ほども申しましたように、松枯れ等による裸地化が進み、飛砂の被害が著しい状況で、さらに、近年、海岸防災林は津波の減災効果も期待されていることから、海岸防災林の早期再生について、市などから強く要望が寄せられていたことから、早期の完成を目指したものでございます。

以上で、本案件に関する説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。今の説明につきまして、委員の皆様のほうからご質問、ご意

見等あればお願いいたします。

○委員

変更の追加の植栽面積というのは1,000㎡強ですかね。かなり落札率は低かったんですよ。そういうものを勘案されたんですかね。もともとやるべきところが残してあって、落札状況によってやろうとしたのですか。大きく追加があった理由は。

○説明者

追加した部分も全体計画の中で計画していたのですが、当初予算が不足したため当初設計の面積を減じて発注しました。その後、入札等を経まして予算が確保できたことから市などからの要請も踏まえ、早期完成のため変更で追加したものです。

○委員

予算の関連もあったということですね。

○説明者

はい、そうです。

○委員

落札率が86.5%ですね。こういう事業の落札率というのはこういうものなのですか。

○説明者

同種の事業工事の落札率は、一番高いものが97%で、今回が一番低かったということで、いつも低いということではありません。

○委員

今回落札率が低い理由というか、要因は。

○説明者

理由はわかりませんが、同種の工事の中では工事費が大きいのでなるべく取りたいという気持ちが働いたのかもしれない。

○委員

最低制限価格で入札されて、皆さんお困りじゃないかなと、了解しました。

○委員

ほかにございますか。

○委員

今おっしゃっていたように、最初の落札率は86.5%で、でも変更で事業費が大きくなったら余り意味がないというか、ちょっときつい言い方をすればそういうことになのかなと。取るがための価格という考え方もあるのかなと思うんですけども、その辺というのは、一応規定にはのっとってはいると思うんですが、そういうのはどういうふうにお考えですかね。

○説明者

予算を有効に活用して全体計画を達成できたと思っております。

○委員

入札の参加資格のところ、必要な資格が6種目ぐらいありますよね。これというのは、一応規定として、この資格に対しては何人とか、この資格に対しては何人とか、そういうのも決まっているものなんですか。

○説明者

主任技術者としてこの資格を持っている方を1名配置できればいいこととしています。

○委員

じゃ、1名ずつでいいという意味、そういう判断ですね。それに合致したのが、先ほど言った入札資格参加者数に当たるわけですね。

○説明者

そうです。

○委員

これだけの資格を持っていらっしゃる業者さんってそんなにはいないのでは。

○説明者

全てじゃなくて、いずれかです。

○委員

いずれかなんですか。

○説明者

全てだと相当厳しい条件になってしまいます。

○委員

全てだと相当厳しいんじゃないかなと思ったものですから。

○説明者

いずれかです。

○委員

これはいずれかですね、失礼しました。わかりました。

○委員

ほかにごいませんか。

○委員

これって植栽事業的なことも含まれていますよね、当然。防災林ですからね。それって補償の範囲じゃないですけども、例えば立ち枯れとか、やった後ですよ。工事が行われた後に、少なくとも1年以内、2年ぐらいの範囲のある一定期間の中で、どういうふうな結果が出たとか、それでは補償をしてくれとか、しないとか、そういうことというのは決まっているのですか。

○説明者

1年以内に、その植栽の活着状況などを確認しまして、自然要因など業者に原因を責めることができない場合以外は、補植などの対応をすることになっています。

○委員

この土質に合っている樹種は、発注機関さんのほうで把握していらっしゃるわけですよ。

○説明者

はい。一般的に海岸の砂地についてはクロマツとトベラとアキグミの3種類が多いです。

○委員

それであれば、大体大方は一般的には根づくという感じなんですね。

○説明者

はい。

○委員

わかりました。

○委員

基本的なことを伺いたいんですけれども、その工法自体は、砂浜のこういう用途の工事のものとしては1種類しかないのか、それともいろいろある中でこういう工法をやっているのか。

○説明者

×××管内については、先ほどの静砂垣のパターンと、木材を組んだ形でやるパターンの2種類がありますが、主に静砂垣の施工が多いです。

○委員

基本的にそれをやっていると、わかりました。

○委員

ほかにございませんでしたら、この案件はここまでといたします。担当課の皆様には、本日の審議を踏まえまして今後に活かしていただきたいと思います。どうもお世話さまでした。

では、2番目の案件で、配水管布設工事ということで、担当課さんのほうからご説明をお願いします。

○説明者

お手元の資料のナンバー2についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目の審議事案説明書をごらん願いたいと思います。

発注機関名でございますが、×××でございます。囲みの中、入札方式は一般競争入札でございます。工事名称は、配水管布設（耐震化）工事（8工区）になります。工事種別は土木一式工事でございます。工事場所につきましては、資料の11ページ、位置図に絵が示してございますが、赤く工事箇所と書いた、この下に×××と書いてあるのですけれども、×××の×××というところで、県道×××の中央分離帯で行った工事でございます。

1ページに戻っていただきまして、次の工事概要説明の前に、今回実施しております耐震化事業について若干ご説明をいたします。

×××では、水道としまして×××広域水道用水供給事業、工業用水としまして×××工業用水道事業の二つの事業を実施しておるところでございます。今回の工事にかかわります×××工業用水道事業につきましては、昭和41年から第1期事業建設に着手しまして、次いで第2期、第3期と実施して、現在、1日最大配水量88万5,000m³を鹿島臨海コンビナートに立地します72の事業所へ配水しているところです。

配水管路につきましては、総延長約150kmございまして、50年近く経過している管もあります。その管路につきましては、平成23年の震災後、管路耐震化計画を策定しました。本事業では、布設年度や管種、地形区分での評価から、先ほどの150kmの中から100km余りの区間が非耐震管、耐震性の少ない、あるいは劣っているという評価を受けまして、翌24年度より33年度までの10カ年計画で50km、100kmのうちの半分になりますが、それを早急に耐震化する計画で進めているところでございます。

本工事は、50kmのうち、平成27年度耐震化事業として実施しました6つの工事、昨年度からの連番で5～10工区になってございますが、同時発注したうちの一つの工区でありま

す。

本工事の概要、1ページの本工事の概要に戻りますが、耐震管でありますS P（スチールパイプ）いわゆる鉄管でございます、口径2,100ミリメートルを県道の中央分離帯に144メートル埋設するという工事でございます。資料の12ページから、平面図、標準横断面、工事写真等が掲載されておりますので、併せてごらん願いたいと思います。約5メートルぐらい中央分離帯部を掘り下げて、そこへパイプを入れるという工事でございます。

1ページ目の審議事案説明書にお戻りいただきまして、入札参加資格でございますが、入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事の格付がS又はA等級であること、2番目のマルですが、×××、×××又は×××に建設業法に基づく主たる営業所、本店があること、3番目としまして、次の要件を満たす主任技術者又は管理技術者を対象工事に専任で配置することとしまして、一つ目のポツが、1級土木施工管理技士の資格を有するなど、土木一式工事について建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること、二つ目のポツですが、監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者資格講習修了証を有する者であること、三つ目のポツとしまして、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に三月以上の雇用関係がある者であること、一般的な工事につけているものと同じでございますが、詳しくは入札公告の6ページ目から9ページ目でございますので、こちらのほうにてご確認いただければと思います。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。本工事は、先ほどご説明申し上げましたとおり、重要配水管路の耐震化工事でありまして、予定価格が税抜きで6,767万円と、3,000万円以上の工事でありますことから、茨城県建設工事入札参加請負業者格付基準に基づきまして、入札参加資格要件をS等級又はA等級としております。また、茨城県企業局一般競争入札実施要領の規定に基づきまして、予定価格が1,000万円以上の工事でありますことから、一般競争入札にて執行いたしました。

なお、応札可能業者数は、調査の結果、45者となっておりますが、平成27年11月10日に公告を行いましたところ、11者から入札参加資格確認の申請がございまして、確認の結果、11者全てが参加資格ありと確認したところでございます。

最後に、入札の経緯及び結果、一番の下の欄でございますが、2ページ目に書取書がございまして、開札は27年の12月4日電子入札にて行っております。本工事は6つの工事を同時に発注したうちの3番目の改札順の案件でありまして、入札参加資格が確認された11者のうち、先の開札にて落札者となった2者、その下ですね。×××と×××この2者の入札は無効、また、1者、その下、一番下の欄の×××辞退を申し入れましたことによりまして、入札参加は8者でございました。

落札者は、一番上にあります×××で、税抜き予定価格6,767万円に対しまして落札金額が6,420万円、94.8%の落札率でございました。

10ページに、契約内容の公表を添付させていただきましたので、あわせてごらん願います。こちらは税込み表示となっておりますので、金額が8%上積みになります。

本工事は、翌28年度の繰り越し工事といたしまして、本年12月28日までの工期で施工しておりましたが、12月15日に完成いたしまして、一昨日の20日完成検査を行いました、合格しております。評価点数は79.7点でございました。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

○委員

この案件には直接かわらないかもしれませんが、残り100キロのうち、ほぼ半分ぐらいまだ耐震化ができていない。そういったものもこれから計画されていくと思うんですが、そういったものには、この参加業者さんの経験とかそういったものもやはり加味されるんでしょうかね。

○説明者

先ほど言った入札参加想定45者というのは、水道工事をやった者という条件をつけておりまして、やはり水道に対する見識がない人にはやっていただきたくないと思っております。水道管は50年、60年、今、100年管という長い年数使える管も入れています。ですので、漏水したら大変ことになるので信頼第一ということです。

○委員

今回の工事に入札して落札した業者さん、その方に対しての点数づけじゃないですけども、そういったものは、次回の残り50kmのときも、そういうのはまるっきり別のことを考えるんですという形ですかね。

○説明者

今回は総合評価方式ではなく金額だけの一般競争なので、今後総合評価で発注するときには当然いろいろ要件によって作成します。

○委員

わかりました。

○委員

すみません、先ほど完成後の点数が79.7ということで、こちら点数として高いんですか、それとも低い。

○説明者

一般的に当事務所では中より上ぐらいな感じですよ。

○委員

工期よりもかなり早く完成したということで、若干そこが影響しているのかなと思ったんですが。

○説明者

工事中の付近の住民対策とか、交通誘導、この辺が加点されていると思います。

○委員

どのくらいかかるかわからないけれども、工区がかなり細かくて、そうするとその参加される業者さん、今後ずっとそこを契約していくと思うんですけども、今まではいろいろな会社さん、もちろん機械を持って実際に契約された会社さんというのはいろいろばらついてるんですか。ちょっと言い方悪いけれども、いつも同じように。

○説明者

先ほど言いました×××管内、×××と×××と×××に本店がある会社ですので、そ

の中の会社がばらばらに確かに入ってきていまして、いつも同じとはなっていません。

○委員

結局その業者さんが、地域の業者さんがいろいろな形で機会をあげているということでよろしいんですかね。

○説明者

結果的にそうなります。今回の現場は主要幹線道路でございまして、片側2車線で真ん中に中央分離帯があります。施工時にパイプを吊り込んで入れるときや土を掘って出すときは、片側1車線ずつ潰してしまうのです。ですから、上下2車線が1車線になってしまいますから施工している時間を短くしたいというのがございまして、分割で発注しているということです。

○委員

今の評価点とのかかわりもあると思いますけれども、皆さんが競い合ったことで技術的に向上されているんだなということですね。

○説明者

そうですね。

○委員

これは5工区いっぺんに発注して、さっきの話。

○説明者

今回、6工区でございまして。

○委員

6工区発注して、ほかの場合と条件は一緒で、取りおりみたいな形になっているのかな。

○説明者

そうですね。

○委員

多分入札参加者も同じぐらいの数でしょうから、大体11者ぐらいでやって、6者ぐらいは残ると。

○説明者

だんだん無効の件数がふえてきますので、一番最後は5者でした。

○委員

なるほど。そうですね。

○委員

そうですね。そうなっていますね。

○説明者

でも、実際札入れるときは、誰が有効かわからないですから。

○委員

それはそうですね。

○委員

ただ、事業量は今後増えて行くのですね。

○委員

応札可能が45者あるから問題なかったんでしょうけれども、何かもうちょっと、さらに

地域を広げて××地区を入れるとか、そういうことは余り。

○説明者

××の管内だけで業者数がいたものですから、あえて、少なければもっと広げるということも検討としてあると思います。

○委員

ほかに何かございませんか。

なければ、この案件もこれまでと。担当課の皆様には、本日の審議を踏まえまして今後もやっていただきたい、どうもご苦労さまでした。

それでは、3番目の案件で、道路除草工事ということで、発注機関が×××のほうから説明をお願いします。

○説明者

まず、資料ナンバー3のページをお開きいただきたいと思います。最初のページでございますけれども、申しわけございません、ちょっとページの訂正をお願いしたいと存じます。

一番下「1-4-5-4」というふうにページを振ってございますけれども、「1」ページの間違いでございます。申しわけありません。訂正をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

1ページでございますけれども、初めに、入札方式につきましては、予定価格が1,000万円未満であることを踏まえまして、指名競争入札で実施してございます。

次に、工事名でございます。工事名、27県単道修、第×××号、道路除草工事でございます。

簡単に道路除草工事の中身を申し上げますと、私ども管内としましては、北のほうから××市、××市、××市、××市、××市と、この×市を所管してございます。県土面積で言うと14%ということになりますけれども、この私どもの管内で県が管理している3桁の国道と県道で約740キロメートルの道路がございます。この道路の沿道、もちろん市街地もございまして、主として多いのは田んぼや畑、あるいは林とか、そういうところがございまして、大体沿道には雑草がどうしても茂ってしまうと。これが交通安全上、あるいは景観上支障になるということで、夏の繁茂期と秋、秋は枯れ草をそのままにしていると、例えばたばこの吸い殻を投げられたりすると火事になったりということもありますので秋ということで、年2回草刈りというか、道路の除草工事をやってございます。

管内は広うございますので、おおむね旧市町村単位で全部で20工区に分けて、その時期が限定されておりますので一斉に除草工事をやると、こういうことでやっている工事の一環が、本日の対象の工事でございます。

次に、工事の種別でございますけれども、土木一式工事ということで、工事場所は×××地内ほか、全部で5路線の除草工事でございます。

恐れ入りますが、資料の9ページをごらんいただければと思います。

①から⑤まで番号振ってございますけれども、これが対象の路線でございまして、①の区間が×××、②の区間が×××、③の区間が×××、④の区間が×××、⑤の区間が×××となっております。いずれも×××の旧×××の区間でございまして、先ほど言いました下半期、すなわち秋の道路の除草を実施したものでございます。

恐れ入りますが、1ページにもう一度お戻りいただければと存じます。

次に、中段のところでございますけれども、工事概要でございます。除草延長が約60キロメートルでございます、肩掛け式による道路除草工事、人力による除草工事でございます。除草面積が2万3,000平方メートル、刈った草の処分量が11.5トンとなっております。工期は、平成27年10月7日から平成27年12月28日までの83日間ということになってございます。

この工事の概要につきまして、もう少し補足させていただきたいと存じます。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

道路の断面図ということで、中央のところ車が走ったりする道路の部分ですけれども、この道路端、両側でございますように、路肩、すなわち道路の端から70センチの幅で除草を実施してございます。

次のページに写真を掲載してございますけれども、上が道路の除草工事をする前、下の写真が道路の除草工事が完了した後の写真となっております。

もう一度1ページのほうへお戻り願います。

表の中段でございます。指名業者数でございますけれども、1,000万円以下の工事ということをお案しまして、県の基準等に照らしまして12者としてございます。

次に、指名業者選定の経緯及び理由につきましては、当該工事でございますけれども、雑草の繁茂によります道路の交通障害、あるいは景観阻害を防止するための除草工事でございます、実施に当たりますは、適切な時期に迅速に施工が求められますことから、対象となる路線の地形、あるいは雑草の繁茂状況を早急に調査しまして施工に反映するために、地域に精通し、かつ県や市町村から受注した工事の実績といったことをお案しまして、対象路線があります×××を中心に、これに隣接します旧×××と旧×××にございます土木一式工事の格付等級B等級とC等級の12者を選定してございます。

次に、契約金額でございます。税込みで563万7,600円となっております。

最後になりますけれども、入札の経緯、結果につきましては、入札参加者は、指名した12者のうち、3者が辞退しております9者ということになっております。落札者は、有限会社条伸建設、予定価格、最低制限価格、入札金額はいずれも税抜きで568万円、474万円、522万円ということで、落札率が91.9%となっております。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願います。

○委員

私より一つだけ、面積が2万3,000平米ですか、道路の長さ的にはどのぐらい。

○説明者

延長が、これは面積に対応した長さでいきますと、例えば両側に刈る場合であっても片側ずつ計算しますので約60キロ。70センチメートルということをお平均にしておりますけれども、場所によっては70センチ刈るだけの幅がないところもありますね。そういうところは例えば50センチ以下、そういうところも。

○委員

9ページの位置図のところ、④という工区、そのところが途中が途切れておりますよね。そのところは、図が小さくてわからないんですけども、道路はあるけれども草はないというような意味なんですか。

○説明者

これは市街地なので、今ご指摘があったように、隣接して家屋等が建っておりますので、除草する場所がないということでもあります。

○委員

ほかには。

何か辞退されている方がいらっしゃるのですが、何か工事の内容が関係あるんですか。

○説明者

これは想像でしかないんですけども、どうしても毎年というか、ほかの工区でも辞退者があるんですけども、一つは、Bクラス、Cクラスの業者ということで、余り会社規模が大きいということがありません。我々のほうで類推していますのは、多分ほかの工事等をやっている関係で技術者が不足しているということで、最初から辞退ということをしているのではないかと考えております。

○委員

だから、辞退者もCから二つで、Bから一つで、やっぱりBの指名要因がそういう理由で、ある程度事実上のあれですかね。

○説明者

どうしても工事が多くなると、Cクラスというのは、変な言い方ですけども、S、A、B、Cクラスがあって、Cクラスはある程度のレベルの業者から、本当に県の工事とか、市町村の工事でさえも余り受注したことがないような業者まで入ってしまっていて、我々のほうとしては、工事の管理、安全上の管理もあるし、あるいは工事の完成した出来形の管理とか、ある程度そういったところで技術レベルを求めますと、どうしてもCクラスの業者が県のほうでやってもらえるだけの技術力があるような業者というのが少なくて、そういう意味で、この草刈りなんかはBクラスの業者さんを入れなきゃならないという、そういう事情もございます。

○委員

この除草の範囲は、毎年というか、半期ごとということ、常に発注されるというか、工事がしてあるということだと思いませんか。

○説明者

これは本当に毎年の繰り返しになってございます。しかも、時期も夏の繁茂期と枯れ草を刈る時期ということで、これは毎年やっております。

○委員

そうすると、例えば効率的というか、技術的なこともあるかもしれないですけども、あんまり手間がかからないように今後していくというか、要するに金額的にもだんだん減っていくようなやり方、方法みたいなものというのはいり得るのかどうか。

○説明者

そこは難しいところなんですけれども、例えば今、肩掛け式といってよくごらんになるような、肩に機械を掛けてこうやる、いわゆる人力の原始的なということでもあります、

除草機械については、例えばハンドガイド式といって、芝刈りをやるような、ああいう押すやつとか、もっと大規模なものもあるんですけども、やっぱり刈り幅とか施工の状況を考えると、なかなか機械を導入して効率性を上げるというのが難しいので、この辺に関してはなかなか、さらに効率化を求めるといのは難しい工事かなと考えております。

○委員

例えばなんですけれども、70センチ幅という限定で刈っていくんだとしたら、そこに対して薬剤、あるいはコンクリとか、そういうので覆ってしまうとか、そういったことはあんまり芳しくない。

○説明者

一つは、薬剤については、これは一般公共工事ではほとんど使ってないです。やはり沿道に田んぼや畑がある、それ以外のところでも、県民の方々によっては薬剤を非常に嫌う方もいらっしゃるので、実際のところは薬剤使えないというのが現状です。

もう一つ、沿道のところをコンクリートで覆うということもあるんですけども、整備コストがかかるということが一つございます。それから、景観上の点でも、全然緑がないということもいかなものかという方もおりますので、現在は、やはり道路の本来の機能以外の部分については、土で、あるいは最初から芝だけ張って終わりにするというのが現状でございます。

○委員

じゃ、毎年やるのはしょうがないということですね。こればかりは。

○説明者

道路機能を確保する上では仕方がないことだと思っております。

○委員

管理上はやむを得ないと。わかりました。

○委員

ちなみに除草工事で、こだわるわけではないですけども、予想外に草刈りだとかいって内容が変更になっているやつが結構多いんですけども、大体この場所の場合はきちんと、何か基準があって変更するというようなことは。

○説明者

たまたまということではないですけども、この工事の場合については、例えばよくあるのは、除草やっていると、ここの部分がひどいからもう1回刈ってくれとか、そういった追加的なことがあるんですけども、この工事に限りましてはそういったことがなかった……。

○委員

たまたま変更したと。

○説明者

はい。

○委員

例年、変更はあると考えていいんですか。たまたまこれがあるということは。

○説明者

変更は、やはり現地に入りますと、先ほど申し上げましたように、地元からの要望とか、

あるいは2カ月の間で、実質の工期が2カ月ぐらいなんですけれども、その間で夏なんかだと繁茂がかなりひどいので、もう1回お願いしたいとか、いろいろ要望があるので、我々できる範囲では対応してその設計をすることにしています。たまたまこの工事では。

○委員

今回は処分量がぴったりこういうふうに来たということですね。

○委員

では、この案件もこれぐらいということにさせていただきます。きょうの審議経過を踏まえて、今後の発注に生かしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

では、4番目の案件ということで、道路災害復旧について、発注者の×××のほうから説明をお願いします。

○説明者

それでは、お手元の4番目の案件、ナンバー4、道路災害復旧工事につきましてご説明いたします。

資料の10ページの位置図をごらんください。

見づらくて申しわけございませんが、これは道路災害復旧工事の箇所を示すもので、当事務所の管内図を使っております。位置図の上が北になりまして、東側に小貝川、中央部を鬼怒川が南流しており、おおむね肥沃な水田地帯となっております。今回の案件については、一般県道×××は、×××や×××と並走する形で、南側から××市、旧××、××市、旧××市、旧××、××市、××市に至る各市街地を南北に結ぶ重要な県道でございます。

当地域は、昨年9月の関東・東北豪雨に伴う鬼怒川の溢水、決壊による氾濫により、鬼怒川と小貝川に挟まれた約40平方キロメートルが浸水し、今年度末に開通予定の×××インターチェンジ周辺も浸水いたしました。

工事箇所につきましては、位置図中央よりやや右上に赤丸印で示してございます。ここは鬼怒川の決壊地点と×××の間が約40メートルと近接しており、被害の最も大きかった場所で、テレビでごらんになったかと思えますけれども、鬼怒川堤防を越えた水や決壊した水で深いところで3メートルほど濁流によりえぐられ、沿道の家屋とともに県道が延長約60メートルにわたり流出いたしました。本工事は、その道路災害の復旧を行ったものでございます。

資料の1ページ、審議事案説明書をごらんいただきたいと思います。

初めに、入札方式でございます。本案件は、予定価格が1,000万円を超えておりますので、本来は一般競争入札に付する案件でございます。しかしながら、災害復旧という緊急性がありましたので、随意契約により入札を執行いたしました。随意契約の理由は、後ほどご説明させていただきます。

次に、工事名でございますが、県単道災防、第×××号、道路災害復旧工事でございます。工事の種別は土木一式工事です。工事場所は、冒頭ご説明しましたとおりでございます。

発注時の工事概要でございますが、工事延長240メートル、路体盛土工ほかは記載のとおりでございます。

続いて、随意契約の理由でございます。平成27年台風18号に伴う鬼怒川決壊により被災流出した県道の応急復旧工事であり、道路利用者の安全確保、二次災害の未然防止、並びに被災地の早期復旧を願う地元要望に迅速な対応を図る観点から、緊急に実施する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による、緊急の必要があり競争入札に付することができないときに該当するものとし、随意契約の方式により見積もり合わせを執行しております。

また、入札相手方につきましては、資料に記載がございますように、施工能力の高いS又はAランクの業者の中から選定しております。今回の水害では、業者自身も被災しており、工事用車両などにも被害が出ておりますことから、実際の施工能力を考慮し、工事に必要な重機などの被害が少ない業者で、現場周辺を含め広く地域の実情に精通した業者を選定いたしました。契約金額は4,730万4,000円でございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。2ページの入札書取書をごらんいただきたいと思っております。

選定しました×××、×××、×××の3者で見積もり合わせを執行しております。予定価格は税込みで4,992万8,400円でございますが、決定いたしましたのは、×××で、決定金額は税込み4,730万4,000円、請負比率は94.7%となっております。

続いて、3ページは工事起工概要書でございます。4ページから6ページまでは、工事数量総括表と工事費の積算の内訳でございます。

続いて、7ページをごらんください。随意契約の内容と相手の選定理由の公表でございます。

契約年月日が平成27年10月14日でございます。工事着手が平成27年10月、工事完成が平成28年2月で、その他につきましては、先ほどご説明しましたとおりでございます。

8ページをごらんください。変更契約内容の公表でございます。

工事の概要ですが、当初予定しておりました路面切削工ですが、アスファルト舗装面の下の路盤自体が悪くなっていたために変更削除となるなど、数量の変更を行っております。

変更の理由でございますが、地域の主要道路の流失という大きな災害であったため、地元からの強い要望もあり、本線復旧までの暫定措置として、延長110メートルの仮設道路を設けることとし、その旨を業者に指示をしており、数量の変更を含めまして工費が2,171万円余の増額となったため、変更契約を行ったものでございます。

なお、本事業の予算は緊急であったため、まずは県単事業として起工しておりますが、その後国の災害査定が終わり、災害関係の予算がついてから、改めて予算の組み替えを行ったものでございまして、工事番号が変更になっております。

続いて、9ページですが、工事成績評定結果表で、工事完成は平成28年2月25日、評定点は81.6点でございます。

最後になりますが、11ページが工事の図面となっております。ちょっと見づらくて申しわけございません。図面の上部が決壊した鬼怒川の堤防方向でございます。図面の道路は南北に走っておりまして、左側が南、右側が北となります。赤色で着色してございますの

が道路の流失部分になります。黄色で示した箇所は残存部でございます。

次の12ページに、着手前と完成時の写真を載せてございます。写真上段のB Pとありますのは、復旧工事箇所の南端から北、××市の方向に向かって撮影したものでございます。写真下段のナンバー6とありますのは、11ページの図面中ほどになりますが、黄色と赤の境界あたりから××市方向に向かって撮影したものでございます。左下のナンバー6の写真で、傾いた電柱沿いにあった道路が流出してしまった状況がごらんいただけるかと思えます。冒頭ご説明しましたように、濁流によりえぐられた箇所の深さは、最も深いところで約3メートル、道路の流失延長は約60メートルに及びましたが、右側の写真のとおり復旧しております。

簡単ではありますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○委員

変更契約で、仮設の分の追加ということでお話が出たと思いますが、これ仮設の分というのは、当初から予定されていたわけではないんですか。

○説明者

当初、発注時には仮設道路は予定してございませんでした。

○委員

その辺は要望があったためというような理由。

○説明者

それは、天皇陛下、皇后様と10月1日に現地視察された後、10月10日ですか、石井国交大臣が現地へ被災状況の視察に来られたときに、地元から強く要望があったということで、分断されているところの行き来が全くできてなくて、鬼怒川の堤防自体は応急復旧がそのときには整っていて、現道がどうも遅いんじゃないかという声などもありまして、国交大臣に直接要望されたということで、本省のほうから經由して県のほうに要請というか、こういう話がありましたということで伝わってきましたので、内部で検討しまして、急いで迂回路というか、人とか自転車がまず通れるようにしてあげたいということで、変更で追加でしてございます。

○委員

これ追加変更でも2,100万円からありますよね。金額が結構大きいものですよね。これらの予算的なものというのは何とかあったんですか。

○説明者

当初は、県単で発注させていただきまして、その後国のほうの災害査定がございまして、それで6,000万円とか見ていただいていたので、その仮設道路は応急復旧の申請には上げてございませんでしたので、その分につきましては一部県単費で持ち出しということになります。その部分につきましては、土量が、深いところで約3メートル、平らだったところがえぐられてしまいましたので、6メートルぐらいの道路をつくるにしても、のり足が4メートル50ぐらい外に、民地のほうに出てしまう、その土量のボリュームが大分ふえてしまったということが、金額に跳ね返ってございます。

○委員

わかりました。

○委員

関連で、この金額と工事の内容、例えば別途の工事としてのやり方もあったと思うんですけれども、ここの同じ業者さんでいったというのは、何か理由がございますか。

○説明者

その仮設道路の追加でございますか、やっぱり分断されて、地元が家も流されて相当疲弊してしまっているという中で、せめて往来ぐらいは確保してほしいというのがございまして、それを改めて発注するということになりますと、一般競争入札で約1カ月ぐらいかかってしまうものですから、そういったこともございまして、直接当初の契約相手先のほうに変更増ということで指示をしてございまして、約1カ月弱ぐらいかかり、11月2日にその仮設道路が供用できるようになりました。

○委員

これ3者さんで見積もりとってやられたというのはすごくいいことだと思うんですけど、そういったことは。

○説明者

会社にお勤めの方なんかも、従業員自体も被災した家屋なんかが多くて、人が少ない会社さんではなかなか頼めなかったというのがございまして、余力がある会社さん3者を選定させていただいたところでございます。

○委員

業者の方たちも被災している方があったわけですね、当然。

○委員

一般競争だといってもなかなか難しい案件だったんですね。

○説明者

もし1者とか、応札にならなかった場合には再度公告させていただくことになるので、そうすると1カ月、2カ月おくらしてしまうものですから、そういった意味もございまして、随意契約で執行させていただきました。

○委員

わかりました。

○委員

こういう場合に、随意契約で3者とか4者に声かけて、そこから合わせてやるというやり方、一般的なんですか。

○説明者

随意契約の場合、通常は2者以上ということが決められておりますが、土木部からの決め事で3者以上ということで決められておりまして、それで今回3者で設定してやったものです。

○委員

よろしければ、これでこの案件は終わりにします。きょうの審議を踏まえまして、今後の発注に生かしていただきたいと思います。

5番目の案件ですが、交通信号機移設等工事ということで、〇〇課さんのほうからご説

明をお願いします。

○説明者

交通信号機移設等工事の入札及び契約の状況につきましてご説明をいたします。

まず、本件工事についてご説明いたします。この交通信号機移設等工事は、道路管理者による道路改良工事に伴う信号機専用柱の移設要望によるものでありまして、あわせて数年経過した専用柱を交換したものであります。

それでは、お手元の審議事案説明書の1ページをごらんください。

初めに、入札の方式ですが、指名競争入札であります。工事名、第×××号、交通信号機移設等工事であります。工事種別は電気、工事場所は×××地先、×××北交差点ほか1カ所です。

次に、本件工事の概要についてご説明いたします。

工事は、×××及び×××管内の交差点改良等に伴う交通信号機の移設等を行いました。工事の主な内容としまして、この2カ所について、交通信号機専用柱の移設等8本、この8本には更新した柱も含んでおります。車両用信号灯器の取り付け14灯、歩行者用信号灯器の取り付け8灯、信号灯器の取り付け機材の更新が11式などです。このほかにケーブル等の配線、金物の更新なども行っております。

続きまして、本件工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明いたします。

予定価格が250万円を超え1,000万円未満の工事につきましては、指名競争入札により実施しております。本件工事につきましては、予定価格が消費税込み538万9,200円であったので、指名競争入札の方法により発注をいたしました。

指名業者の選定については、入札参加資格者名簿に登載されている業者で電気工事の格付がB等級以上であること、信用度の高さ、地理的条件、技術力が備わっていること、茨城県内に本店又は営業所を置き、工事を施工できる体制があること、信号工事に精通した技術者を確保でき、施工実績があること、といたしました。

交通信号機にかかわる工事は、交通信号機で交通を整理することが必要な交通量の多い交差点でございますので、危険性が高い場所での工事となります。そこでの施工ミスは、重大な交通事故、災害に直結する懸念があります。また、施工不良等による交通信号機の故障や誤作動、これについてはあってはならないことで、これらが県民の生命、身体及び財産に直接影響を与えてしまうということにもなりかねませんので、施工実績のある業者を重要な選定条件としているところであります。また、他の県警においても、本県同様に工事实績を選定条件としている状況にもあります。

5ページの指名業者選定理由書をごらんください。

横の表になってございますけれども、現在、県内において該当する業者は8業者のみでありますので、その8業者について、入札委員会による審議を経て指名をいたしました。

続きまして、入札の経緯及び結果について説明します。

2ページに戻っていただきたいと思えます。入札・見積結果情報閲覧をごらんください。

入札参加業者は、指名した8者であり、電子入札システムにより、平成27年6月9日に開札した結果、最も安い価格の札を入れた×××が落札、金額は、税抜き469万円です。

申しわけありません、1ページにお戻りください。契約金額は、469万円に消費税を加えた506万5,200円であります。落札率は93.9%になります。

この入札結果により、×××市の×××と契約いたしました。この契約につきましては、6ページの契約内容の情報のとおり公表しております。

最後に、工事の施工状況についてご説明をいたします。

まず、工事の場所ですけれども、8ページをごらんください。赤いマルを付している2カ所が工事箇所となります。それぞれ×××と×××の交差点でございます。

この箇所の施工写真がございます。9ページをお開きください。この写真は、×××内の施工箇所です。×××地先の×××交差点です。この工事は、交差点の改良工事に伴う交通信号機の移設等を実施したものでありまして、それぞれ上下の写真、上の写真が施工前、下が施工後の写真となっております。撮影場所は、ほぼ同じ位置からでございます。写真中央の建物を基準にごらんいただきますと、交差点の形状が大きく変化している状況が見てとれるかと存じます。

上段の写真の右側に抜柱と表示してございますが、この専用柱につきまして撤去をし、下段の写真の左側、建柱の位置への移設が行われております。また、赤い矢印が上段写真中央から下段写真へと示してありますが、拡幅された歩道の中央寄りに移設した状況であります。

工事期間ですが、当初、平成27年6月11日から7月30日までの50日間でありましたが、この交差点の改良工事が天候不良等により遅延をいたしまして、工期内の施工が不可能であることから、工期を15日間延長いたしまして、平成27年8月14日までの65日間と変更して、8月14日に完成通知を受け、8月24日に完成検査を実施いたしました。仕様書のとおり完成しておりましたので、同日引渡しを受けております。

戻りまして、7ページをごらんください。施工業者に通知した工事成績評定通知書の写しとなります。評価点65点以上が検査合格になります。本件工事は75点と評定をいたしました。

以上で、交通信号機移設等工事についての説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等あれば、よろしく願います。

どうぞ。

○委員

専用柱の移設等ということで、古いものも入れかえたという話でしたけれども、これ何本ぐらい道路改良でかえて、古いものというのは道路改良によらない古いものという意味ですよね。道路改良の部分にかかわることが古いものというふうに書いてあるんですか。

○説明者

全体の交差点という形で、交差点はそれぞれ道路の形が変わったりして、専用柱を新たに設置したりして、それぞれ工事した年度も違いますので、傷みぐあいもそれぞれの専用柱ごとに違ってまいりますので、この場所について何本交換したかということにつきましては係のほうで説明します。

○委員

同じ路線なんですか、これ。何か場所的に。

○説明者

いや、別な路線です、全く。先ほどの×××のほうは、×××バイパスに伴う交差点。

○委員

これは道路改良なんですよ。

○説明者

向こうのほうも、×××北側についても、歩道上が拡幅工事をされて、今までの柱がちょうど歩道の真ん中あたりにあったのでそれを移設、もう1本、コンビニが前に新しくできていますけれども、その前にあった柱のほうは、結構年数、コンクリート柱だったものですから、その年数が経過していたものですから、その更新ということをしております。同じように上出島のほうについても、柱のほうも何本か交換をしております。それは4本ほど、全部で6本あったんですけれども、そのうち4本を新しい柱に更新しております。

○委員

わかりました。

○説明者

×××のほうはかなり道路が変わってしまった、今までの信号があったところが全て場所が変更になっています。

○委員

写真見てもこれだけ違いますもんね。わかりました。

○委員

この業者さん、8者ですけれども、これ特殊性とかいろいろなことから選定されたんでしょうけれども、5ページの選定理由書ということで、この8者のことが書いてありますが、例えばB等級以上の業者さんというのはどのぐらいございますか。

○説明者

電気屋ではかなりあると思います。ただ、その中でも信号機設備の更新等の実績があるところになると、この8者しか県内にはないということで、当初は県外の業者という考えもあるんですけれども、ただ、県内の業者が全部中小企業ですので、受注機会を県外に出しちゃうと難しい面もありますし、あと地理的条件で埼玉の業者が太子のほうまで行けるかというのもちょっと難しい面もありますので、一応県内の業者という形で、指名競争についてはそういう形で行っております。

○委員

この8者さん、もう少しふえるようなあれは、少し育てるといって、ごめんなさい、実績を積んでいただくような形でなかった……。

○説明者

こっち側で育てるといって考えはないですけれども、やはり安全性を重んじますと、どうしても現場責任者が経験を積んでいて、その人が新たな会社で活躍するとかいろいろな形で会社が増えていくということだと思っておりますが、現状、この8者で県内は。

○委員

技術者自身も少ないということですね。

○説明者

そうですね。技術者が少ないという面が。関東、茨城以外の近県を聞いてみても、同じように業者が少ないところがある。あと、入札制度自体で指名の金額も違うものですから、一概には言えない部分はあるんですけども、全て実績というのを重視して、その結果かもしれないですけども、一応施工中に施工ミスによる事故等は全国的にも発生はしてない状況です。

○委員

ある意味では、現状ではなかなかふやすのは難しいと。

○説明者

どうしても車が行き来するところ、止めたりなんかするのがどうしても発生しますので。

○委員

了解しました。

○委員

こういう工事というのは、連続して信号機の案件が続いているんですが、工事が多いんですかね。

○説明者

そうですね。年間で昨年度151件ほど出していますので。

○委員

それは全部今のお話だと指名で。

○説明者

指名以外でも、一般競争入札、1,000万円を超えるものについては一般という形で、大体25者ぐらい入ってくるんですけども、それでもやはり大きな信号機メーカーが何社かありますけれども、そっちのほうで落札しても下請として県内の業者が入っているという状況なので。

○委員

業界が狭いんですね。

○説明者

制御機が非常に特殊なんですね。

○委員

特殊ですよ。確かに安全性というのが全て。

○説明者

必ず制御機等のメーカーの講習を受けないとその切りかえとか、外したりなんかできないというのがありますので。

○説明者

制御機も単独で1カ所で動いているような単純なものばかりではありませんので、全部が系統立って動いているようなものがありますので。

○説明者

何カ所も関連しちゃう。

○説明者

一つでも違ったりすると交通混乱を招くということになりかねませんので。

○委員

どうぞ。

○委員

この場合だと、信号柱そのものの制御器は入ってはいないんですね。

○説明者

そうですね。制御機はそのまま現状使っていたものを移設のところで使っているという状況になります。

○委員

新たにつけるものについては、信号機はまた別なところにつくってもらって、それをこっちに持ってきて、この業者が設置するという。

○説明者

そこに移設、動かして付けるという形になります。

○委員

信号柱って、よく違反広告物がよく張られる狙い目なんですけれども、突起物のものが巻かれていたりしますけれども、それをつくったものをこの業者が置くという、そういうことになるんですか。

○説明者

業者は、作るのは別なメーカーが、信号柱専門の業者とかありますので、そういうところで持ってきて。

○委員

そのメーカーから持ってきたものをこの業者が設置している。

○説明者

その工事業者が設置するという形になります。

○説明者

更新した場合はそういう新しいものにしますが、通常ですと、道路改良などですと、ここにあったものを単純に抜いて、ここに建柱して、配線工事を行ってという形になります。その中で、古くてこの先心配だなというものがあれば、設計段階で更新ということで新しいものを立てるという形になります。

○委員

なければ、この程度で、これまでも同じような議論されていますし、心がけていただいてやっておられると思うんですが、さらに今回の議論を踏まえていただきまして、今後の発注に生かしていただいて、また改善を、難しいところあるのはわかるんですが、心がけていただければと思います。きょうはどうもお疲れさまでした。

○委員

では、6番目の道路舗装整備ということで、×××のほうからご説明をよろしくお願ひします。

○説明者

お手元の資料の審議事案6番の案件について説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお開き願ひします。

審議事案説明書でございます。発注機関は、×××でございます。入札方式は一般競争入札、工事名が国補地道第×××号道路舗装補修工事、工事種別は舗装工事、工事場所は

×××地内でございます。

位置でございますが、恐れ入りますが、22ページをお開き願います。

×××の管内図を使用しておりますが、工事位置を丸印で示しております。右側の中ほどでございます。位置図の上のほうが×××の市街地でありまして、×××は、×××と×××をほぼ南北に結ぶ幹線道路でございまして、非常に大型車両の交通量が多い路線でございます。

1ページに戻っていただきます。

工事の概要でございますが、あわせて23ページの平面図もご覧いただきたいと思っております。図面の左側が××市、右側が××市になります。工事延長が365メートルでございまして、主な工事内容といたしましては、厚さ5センチメートルの路面切削工が2,320平方メートル、再生改質Ⅱ型密粒度アスファルトを使用する表層工が同じく2,320平方メートル、区画線設置工、一式でございます。

工事箇所は、経年劣化によりまして路面に舗装のひび割れや轍掘れが多く発生している状況となっていたこと、それから、歩道もなく、狭隘な道路に隣接して多くの民家が存在しており、舗装の劣化に伴いまして、大型車両が通行するたびに発生する振動や騒音などが直接民家のほうに伝わってしまいまして、苦情が寄せられていたことなどから、全面的な舗装の打ちかえが必要な時期と判断といたしまして、舗装補修工事を実施いたしました。

最後の24ページに、工事の着手前と完成の写真がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、1ページのほうに戻っていただきまして、入札の参加資格でございます。

1点目は、茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づきまして、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること、2点目は、予定価格が1,000万円以上の舗装工事であることから、平成27、28年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されました舗装工事の格付がA等級であること、3点目は、要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に配置できること、4点目は、地域要件になりますが、×××管内である××市、××市、××市内に建設業法に基づく主たる営業所、本店があることでございます。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

当該工事の内容といたしましては、現道の切削オーバーレイ工事でありまして、舗装補修工事の標準的な工法となっております。このため、予定価格に基づきまして一般競争入札で実施してございます。また、工種と予定価格に基づきまして、格付等級を舗装A等級に設定しております。

地域要件につきましては、茨城県土木部一般競争入札参加資格条件設定ガイドラインによりまして、予定価格から、12ブロック各土木事務所の案件でございます。×××管内の舗装A等級業者数が17者でございまして、30者に満たない状況がありますことから、地元建設業者育成のために地域要件を拡大せずに管内だけといたしまして、要件としてございます。また、標準的な舗装補修工事でありますことから、管内の舗装A等級の全業者が入札に参加できるよう、施工実績要件は設定してございません。これによりまして、応札可能業者数を17者としてございます。

次に、入札参加資格確認の申請者数でございますが、9者ございまして、入札参加資格

確認の結果、全9者が参加資格を有しており、無資格の者はおりませんでした。契約金額は、税込みで1,242万円でございます。

入札の経緯及び結果でございます。入札参加者は9者で、落札者は、×××でございます。全て税抜きの金額になりますが、予定価格は1,228万円、最低制限価格は1,040万円、入札金額は1,150万円でございます。

なお、当該工事は250万円を超えまして1億円未満の一般競争入札であることから、最低制限価格を設けております。落札率は93.64%ございました。

次に、2ページ目でございますが、入札の結果でございます。3ページから5ページは工事起工概要書と工事数量総括内訳表でございます。

6ページから18ページにかけまして入札の公告、19ページになりますけれども、契約内容の公表、20ページは契約変更内容の公表でございます。

その変更の理由でございますが、当該工事を受注業者が施工するに当たりまして、舗装の亀裂や路面のパッチング、補修の状況などの舗装の状態、並びに舗装のコアの採取などの事前調査を実施いたしました結果、舗装の亀裂が当初は表層までと思っていたんですけども、中間層まで達している区間があることが判明いたしました。その区間を中間層まで舗装の切削を行って舗装をすることにいたしましたことから、中間層の切削工とそれに伴う舗装工の追加などの変更を行ったものでございます。

続きまして、21ページでございますが、工事成績評定結果表でございます。当該工事は平成27年11月27日に完成いたしまして、工事の評定点は78.3点ございました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

○委員

一つ伺いたいのですけれども、この道路の365メートルの区間をやられた理由ということなんですけれども、この区間だけ傷んでいたということなのか、同じ時期に工事した道路だから多分その前後も同じようにやっているんじゃないかなという気がするんですが、この区間を選んだ理由というのは何ですか。

○説明者

先ほども説明いたしましたように、×××の中でも傷みが激しいということと、人家が連檐していること、それから地元からの苦情があったということで、優先順位が高いということで、この区間を工事しました。

○委員

同じ時期に工事した道路でも傷み方に差が出てしまうということなんですね。

○説明者

そうですね。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○委員

ほかに。どうぞ。

○委員

交通量とかに影響すると思うんですが、耐用年数といいますか、このままいったとすると次は何年後ぐらいに。

○説明者

交通量にもよるんですけども、この辺だと10年ぐらいで大体打ちかえとなります。

○説明者

一般的には10年ぐらいと言われてはいますし、この場所も前は平成17年なので、おおむね10年となっています。

○委員

変更契約で、ひび割れがひどかったと、表層だけではなかったというご説明があったかと思うんですけども、例えばこの近辺とかで同等の工事を何件も出されていると思うんですよね。そのときに、事前に、要するに発注する前に、最初の発注の話なんだけど、最初に発注する前に、その辺の調べぐあいというんですか、そういったものというのはわからないものなんですか。

○説明者

発注する段階におきましては、24ページの写真の上のほうが現状なんですけれども、やはり表面で判断せざるを得ないので、その下まで傷んでいるかどうかというのはなかなか、コアとかちゃんと取ってやらないとわからないので、そこまではちょっと手間もかかるので。

○委員

例えば何か所か試しにとか、そういうことにはなさないんですか。そこまではしないで。

○説明者

そこまではちょっと、受注した業者さんにやってもらうという形をとっていますから。

○委員

変更金額というのが必ず出てくるのが常のような気がするんですけども、もうちょっと調査がスムーズに行われればと思ってはいるんですが、なかなかそういう簡単な問題ではないんですかね。

○説明者

やはりそういう問題では……。

○委員

場所によっても、地盤の問題とかいろいろあるでしょうから、確かに。それはわかるんですが。

○説明者

やはりコアとか取ると経費もかかりますから、そこまではやっていませんし、あとは切削するとき、大体機械で1層5センチずつ削っていくんですよね。そうしたときにその下の層も見えてきますので、そこでもこのような状態が出てくると、その下までやらなきゃいけないというのを見て判断するということがございますので、当初ではなかなか、下まで傷んでいるかというのを見つけるのが難しいし……。

○委員

それは難しい。

○説明者

経費がかかります。

○委員

わかりました。

○委員

ほかに。

○委員

応札可能業者数が17ということで、少ないんじゃないかというのが議論になるかなと思ったんですけども、先ほど地域育成、業者さんを積極的に含めて、それから限定するようになったと。今回、やっぱりそこら辺が非常に重要だということでよろしいですかね。17者さんというのは少ないんじゃないかという話がありますけれども。

○説明者

確におっしゃるとおりなんですけれども、私のほうの管内でいいますと、業者数は30者あるんですけれども、その中で舗装のAランクは17者ということになってございます。1,000万円超えの3,000万円未満については、管内のグループということに×××地区はなっているんですけれども、それを拡大するという話になってくるんですが、そうすると隣の×××、あるいは×××までという話になるんですけれども、舗装の業者に関しましては、舗装専門で出す工事が少ない状況にございます。私どもの事務所では、この補修舗装工事と、あるいはバイパス道路をつくったときの改良工事が終わった後に出す舗装新設工事ぐらいしかないんです。それで、業者の育成という観点からですが、Aランクの舗装の業者も工事量とか技術的な水準を落していただきたいということと、施工実績がないとずっと継続してランクの位置を続けていられないといったところもございますので、やはり地元の育成、業者育成という観点から、17者ではございますけれども、管内だけの参加資格要件とさせていただきます。

○委員

ほかにございませでしたら、この案件もこれで審議を終わります。きょうの審議の結果を踏まえまして、今後に生かしていただければと思います。

では、7番目の議案、第5工区の区画整理工事ということで、×××のほうからご説明をお願いします。

○説明者

まず、案件の説明に入る前に、経営体育成基盤整備事業×××地区の概要を説明いたします。

25ページの位置図をごらんください。

黒の破線が栃木県との県境です。ピンクで着色されているところが、×××2期地区の受益地でございます。本地区は茨城県西部の××市と××市にまたがっております、二つの市の境を流れます×××の両岸に広がる水田地帯でございます。この地域では、昭和初期に耕地整理が行われておりますが、当時の整備水準は区画や水路が小さく、営農に大きな支障となっております。これらを解消して、大型機械による安定した営農が可能となるよう、区画の大型化とあわせて用排水施設の整備を行うものが、経営体育成基盤整備事

業であります。

×××地区では、全体で61ヘクタールの整備を予定しておりまして、今回の第5工区区画整理工事を含め、全体で約24ヘクタール、40%の区画整理が済んだこととなります。

26ページの平面図をごらんください。

下絵となっております図面が、施工前の現況図となります。道路と水路の間隔が50メートル程度の小さい区画となっておりますが、これを大きな区画になるよう整備するものでございます。27ページは、工事後の写真となります。小さい道路、水路が取り除かれ、大きな区画となった状況となっております。

それでは、1ページの審議事案説明書に基づきまして説明させていただきます。

まず、入札方法ですが、一般競争入札となっております。なお、この工事では総合評価方式を採用しております。

次に、工事名ですが、経営体育成基盤整備事業、×××地区第5工区区画整理工事でございます。

工事種別は、土木一式工事です。工事場所は×××です。工事概要ですが、区画整理工12.65ヘクタール、幹線排水路738.75メートルでございます。

入札参加資格ですが、4点ほど条件を付しております。まず第1点目が、土木一式工事の格付がS又はAランクであること、2点目が、過去10年以内に同種又は類似の施工実績があること、この場合の同種工事を農地の区画整理工事、類似工事を農地の仕上げ整地工事としております。3点目が、技術者を専任で配置できること、この技術者は土木施工管理技士の資格を有する等としております。4点目が、地域条件としまして、×××管内の10市町としております。

入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、3,000万円以上の工事でありますので、一般競争入札として、S、A等級としております。また、区画整理工事は農家の財産にかかわる重要な工事でありますので、企業の施工実績を要件としております。

応札可能業者数は43者となります。入札参加資格確認申請者は、8者でございます。契約金額は、5,898万9,600円となっております。

入札の経緯及び結果としましては、入札参加者は7者となっております。落札者は、山下工業株式会社です。予定価格が6,068万円、調査基準価格は5,251万円、入札金額は5,462万円、落札率は90%となりました。

審議事案説明書に関しましては以上でございます。

添付資料といたしまして、2ページに入札の書取書がございます。5者が応札、2者が調査票未提出のため無効、1者が辞退となっております。

19ページをごらんください。総合評価方式に関する評価調書となります。

本工事は、均平作業に高度な技術が必要であり、綿密な工程管理と品質を確保する必要があります。このため、施工業者の実績等を評価の対象とする総合評価方式を採用しました。

2段目の表が落札者の決定基準となります。標準点を100点としまして、工事成績評定や企業の施工実績など10項目を合わせまして115点を満点として評価しております。

総合評価の結果でございますが、一番下の表となります。評価点が一番高くなった×××が落札となりました。

次の20ページが、契約変更に関する公表資料となります。

21ページが、1回目の変更内容となります。除草や雑木等の処理、既設樋管の撤去工及び地区外区域への用水施設等の機能補償工事の増となります。

23ページが、2回目の変更内容となります。浸出水への対応や道路の敷き砂利工の減などの変更となります。

24ページが、工事成績評価結果表で、評点は77.8点となっております。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。今の説明につきまして、委員の皆様から質問、ご意見ございましたら、お願いします。

どうぞ。

○委員

調査票未提出というのは、どんなものなんですか。

○説明者

これは低入札に関する調査票でありまして、入札公告のときに、予定価格の90%未満で入札をしようとする者に対して調査票の提出を求めています。その調査票の提出がなかったということで、無効という取り扱いにしております。

○委員

調査票というのは、何を調査する内容なのかというのは。

○説明者

どのように工事をするかという、低い価格で入札しようとしている業者がいるので、工事をどのような形でやるのか。例えば資材の入手であるとか、工法であるとか、そういったもの、中身になります。

○委員

わかりました。もう一つ、よくわからなかったのが、均平工事というのがありますけれども、どんな工事で、その内容が高いのかどうか。

○説明者

今回の工事は、水田の区画整理をする工事でありまして、具体的な方法としましては、地表面から約20センチメートルの表土を一旦ブルではがします。基盤がでこぼこしておりますので、それを均平にならすというのが今回の工事内容になります。

○委員

それは技術的に難しいものなんですか。

○説明者

工法的には確立されておりますけれども、今回の工事場所としましては、河川沿いの水田ということで、台地側からの湧水、地下水が出てくるということで、その湧水の処理に工夫を要するという工事になってございます。

○委員

どうぞ。

○委員

その変更内容、これ詳しく説明をたくさん書いてございますけれども、この種の事業で

は、こういう形でかなり変更といたしますか、事前にわかってないことと多いもの
でしょうか。

○説明者

特に区画整理工事ですと、先ほど言いました湧水であるとか、現場の雑木の処理である
とか、やってみないとわからないという部分がございます、工法的にはシンプルな工事
なのですが、いろいろな現場条件がございます、それによって左右される部分が多いと
いうことです。湧水などを処理する場合は、水田に仮に排水路を掘って、それを排水しな
がら整地工事をやるとか、工夫が必要になってきます。

○委員

この種の区画整理工事にはかなりこういったことも多々あると。

○説明者

あります。

○委員

変更の理由のところ、除草工及び処分費の追加とございますよね。これって、今、草
は枯れているし、ある程度の量が想定できるんじゃないかなとちょっと思ったりしたんで
すけれども、そういうものじゃないんですか。

○説明者

工事の特記仕様書におきまして、通常の準備作業を超えるものについては協議するとい
うことであってはいるんですが、今回の場合、事前の調査が少し不足していたのかなと
いう感じは持っております。ことしも同様の工事を発注して実施しておりますが、それ
につきましては、当初設計から盛り込んだ形で工事を発注しております。

○委員

そうですね。必要性はありますよね。これだけ見ればわかりますもんね、多分。いつ
ごろ工事が行われるかという時期的な問題も当然あるとは思いますが、夏場とか、そう
なれば当然草でも何でも生えちゃいますし、そういうのはある程度想定して本工事のほう
に組み込むというのが本来なのかなとちょっと思ったので、その辺はご考慮をお願いした
いなど。

あともう一つ、直接入札どうのこうのではないですが、区画整理事業って基本的に減歩
とかありますよね、一般的な区画整理だと。これもやはりあるんですか。

○説明者

あります。10%程度の減歩はございます。

○委員

それで道路を整備して、その他排水路とか。

○説明者

道路も排水路も広がりますので、その分はどうしても減歩になります。

○委員

わかりました。

○委員

ほかに。

どうぞ。

○委員

これは一応境地区ということでの事案ですが、質問なんですけれども、1ページの最後に、入札の結果が出ていますが、落札率90%というのは地区的な特徴なのか、こういう区画整理の特徴なのか、そこを確認したかったんですけれども。

○説明者

27年度、事務所全体の話ですけれども、88.4%が落札率です、平均で。

○委員

ほかの事業からすると、ほかの地区から比べて落札が低いですね。

○説明者

ほかの事務所から比較して、うちは低いです。

○委員

それはこの境地区の特質でもあると考えていいんですか。

○説明者

そうです。過去5年間、90%前後で推移しています。

○委員

それだけ競争は激しいと。

○説明者

はい。

○委員

そのあたりの対応というのは、考えておられるならばちょっとお聞きします。

○説明者

入札の結果ですので、私どもが変更できるものでありませんので。

○委員

それは了解、理由はわかりました。

○委員

ほかにはなければ、この件もこれで、きょうの審議を踏まえて今後の発注に生かしてください。

○説明者

ありがとうございました。

○委員

審議ですが、8番と9番は、抽出区分の工事場所とか工事内容が共通なものですから一括でやらせていただくということで、順次ご説明いただいてから一括で質問とかご意見をいただきたいと思います。

まず、順番でいくと、8番目を×××さんのほうから説明いただいて、次に×××さんのほうに引き続き説明をしていただきたいと思います。よろしく。

○説明者

ナンバー8のほうでございます。××で発注しました河川海岸護岸・築堤工事でございます。

1ページをお開き願います。

入札方式につきましては、総合評価方式の一般競争入札でございます。工事名は、記載

のとおり、27国補×××第×××号、海岸護岸・築堤工事（その1）でございます。工事種別は、土木一式工事でございます。

工事場所につきましては、24ページをお開き願います。図面がございます。小さく赤で記してございます。××海岸、×××地先でございます。

本工事につきましては、東日本大震災の復興事業として、背後地に住宅地や幹線道路を控えた特に緊急性の高い箇所について堤防や護岸整備を行い、L1津波、L1津波といいますのは、数十年から百数十年の頻度で発生を想定したものでございます。こうしたL1津波や高潮・波浪から県民の生命と財産を守るための工事でございます。

1ページに戻っていただきまして、工事概要でございます。

上段のほうに、工事概要記載してございます。海岸築堤工事、L=236メートル、被覆ブロック製作工、N=1,222個、被覆ブロック据付工、N=1,231個、盛土工、V=1,300立米でございます。

次に、入札参加資格でございます。

まず、1点目、平成27・28年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事の格付がS又はA等級であることとしております。2点目につきましては、茨城県内において同種又は類似工事を元請として施工したもののうち、平成17年4月1日から27年3月31日の期間において竣工した実績があること、3点目といたしましては、現場への技術者の配置は1級土木施工管理技士の資格を持つ者を主任技術者又は監理技術者に専任で配置できること、4点目といたしまして、×××管内に建設業法に基づく主たる営業所、本店を置くこと、5点目といたしまして、土木一式工事について特定建設業の許可を受けていること、以上の5点といたしました。

また、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、津波・高潮対策として、堤防築堤及び被覆ブロックを据えつける工事であり、速やかな復興のため効率的な施工監理や海岸利用者への配慮が求められる工事であることから、安全、工程、施工品質を確保するため、企業の実績及び技術力など価格以外の要素を含め落札者を決定する、総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

なお、工事箇所の××海岸は、××所管の×××海岸と隣接しており、工区が連続していることから、かつ同一工種の工事を行うことから、とりおりで発注しております。

この資格要件によりまして、応札可能業者は51者ございました。総合評価方式による評価項目及び評価区分につきましては、17ページから19ページに記載しているとおりでございます。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

平成27年9月16日に公告を行ったところ、10者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、全て参加資格ありということが確認されました。同年10月15日に開札した結果、参加資格が確認された業者のうち、1者が入札辞退いたしましたので、結果、9者による入札となっております。結果につきましては、3ページをごらん願います。

入札価格と各分野の評価を総合的に評価し、評価値の一番高い者を落札者としております。その結果、評価値の第1位である×××と契約を行いました。予定価格は1億8,414万円、これに対しまして入札金額は1億7,850万円、落札率は96.9%でございます。評価点が111.2点、これらを総合的に評価した評価値が6.229となっております。なお、各評価概

要については25ページに記載のとおりでございます。

次に、22ページをごらん願います。

変更契約の内容についてご説明いたします。

この工事は、L1津波や高潮・波浪の被害を防ぐため、計画高で海岸を保全施設を整備することを目的としております。当初は計画高までの堤防を整備することで発注していましたが、復興まちづくり計画を踏まえ、××と協議した結果、××海岸、こちらについてユニバーサルビーチこともありまして、お年寄りや体の不自由な方など全ての人が安全に快適に利用できることが望ましいということで、協議いたしまして、堤防の全面を盛り土し、海岸へのアクセスに対応することといたしました。そのため盛り土等の追加変更を行い、税込みで1,015万2,000円の増額変更を行っております。

次に、23ページをごらん願います。工事成績評定結果でございます。評価点は81点でございます。

最後に、26ページでございます。上段が着工前、赤い三角コーンまでで、そこから先に築堤してございます。中段が、被覆ブロックを据えつけている最中の状況でございます。下段は、完成した状況でございます。

以上、簡単でございますけれども、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

引き続きお願いします。

○説明者

2件目の案件、××課の発注いたしました海岸護岸と築堤工事につきまして、審議事案説明書に基づきましてご説明申し上げます。ナンバー9と書いてあるものでございます。こちらの1ページをお開き願います。

入札方式につきましては、先ほどと同じように総合評価方式による一般競争入札でございます。工事名が、27国補××第×××号、海岸護岸・築堤工事（その1）でございます。工事の種別は、土木一式工事で、工事場所は、×××海岸、×××地先でございます。

23ページに地図をつけておりまして、こちらをあわせてご覧いただきたいと思っております。

こちらの中央付近、ちょっと下のほうです。赤い線が引いてございますけれども、こちらが工事箇所となっております。先ほど説明させていただきましたけれども、××課の工事がこの右側となっております。隣接しているところでございます。

1ページに戻っていただきまして、工事の概要でございますけれども、海岸築堤工事といたしまして、延長が295.3メートル、被覆ブロックの据えつけが1,543個、天端コンクリートがボリュームといたしまして799立米、基礎工といたしまして295メートルでございます。

次に、入札参加資格でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど××課のほうからご説明させていただいたのと同様でございますので、省略させていただきます。

この資格要件によりまして、応札可能業者は51者ございました。総合評価方式の評価項目と評価基準につきましては、16ページから18ページに載せてございます。これも先ほど××課と同様でございます。

次に、入札結果でございますけれども、平成27年9月16日に公告を行ったところ、12者か

ら入札参加資格確認申請がございまして、資格を確認した結果、12者全てが参加資格ありということで確認しました。

10月15日に開札をいたしました。その結果、12者のうち2者が入札を辞退されまして、また、入札参加者のうち1者は取り降りということで無効となりましたので、結果として9者による入札となっております。

入札結果につきましては、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

入札価格と入札価格以外の評価を総合的に評価いたすものですが、評価値の一番高い者を落札者としておりまして、その結果、4というところを書いてございますけれども、×××と契約を行ったということでございます。予定価格が税抜きで1億5,873万円に對しまして、入札金額が税抜きで1億5,390万円、落札率が96.9%、評価点が111点ということで、これらを総合的に評価いたしまして、評価値といたしまして7.212ということになっております。

各評価につきましては、20ページに記載がございまして、後ほどごらんいただければと思います。

次に、21ページをごらんいただきたいと思います。変更契約の内容についてご説明をさせていただきます。

本工事は、L1津波や高潮、波浪からの被害を防ぐために堤防や護岸を整備するというものでございまして、堤防の基礎工の施工に当たりましては、砂浜を掘削します。この際地下水の影響を受けるということで、これを考慮する必要があるんですけども、このために事前に地下水の調査を行いまして、それに基づいて排水ポンプの台数を設定するというものなんですけれども、実際には地下水が当初想定したよりも高い状態でございまして、地下水の排水に時間を要するというので、ポンプの台数を増やしました。ということで、税込みで1,814万4,000円の増額変更を行ったというものでございます。

次に、22ページの工事成績の評定結果でございまして、評定結果は80.5点でございます。

最後に、26ページでございまして、写真を載せてございまして、上段の着工前、下段が完成写真となっております。

以上、簡単でございまして、審議事案の説明でございまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員

ただいまの両課からのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いたします。課は二つであるので、どの課に対する質問か明示していただきたいなど。

○委員

これ隣接した部分ですね、それぞれ。

○説明者

そうです。

○委員

それと同じ形態ですので、内容はほとんど同じ形ですね。それぞれ×××、×××で落札して、あんまり質問がないですが、落札率が、これたまたま一緒になって、そういうこ

とで考えては、大体このあたりの線で、海岸構造物は。90数%。

○説明者

同じような工事ずっと出ていますから、内容もよく業者さんは承知していますから、そう大きくは変わらないと思います。

○委員

応札可能業者さんも同じ人たちということですよ。

○説明者

いや、違います。××課は10者ですね。うちは12者です。

○委員

いやいや、可能業者。

○説明者

可能業者は一緒ですね。

○委員

この工事は今回であれですか、これで全体が整備されたということ、ではないですよ、まだ。

○委員

まだもう一つ。

○説明者

次ぐらひはまだあります。×××でもちょっと……。

○委員

何工区ぐらいでしょうか。××課と違うところがあるんで。半分ぐらいね。

○委員

やっている工事は似たような工事なんですけれども、ほとんど同じですよ。分割が違うということになりますかね。

○説明者

南側が河川で、北側の港に近いほうが港湾。

○委員

取りおろみみたいな感じも……。

○説明者

取りおろです。

○委員

××課さんのほうの変更契約書の変更理由なんですけど、もうちょっとよく説明していただけますか。堤防前面盛り土を追加、緩やかなのりにするって、そういう意味かな。

○説明者

間を埋めるという形なんです。

○委員

横断面かなんかわかっていけばわかりやすいだろうと思うんですが、平面しか。

○説明者

25ページの図面で、横断図がなくて申しわけないですが、今回の工事は、この着色している部分でありまして、真ん中の上側の着色してない工事が別工事、もう1件の工事です。

今回、下側の横線がいっぱい引いてある部分が今回の築堤なんですが、その上の白っぽい部分が茶色く塗ってありますね。

○説明者

こちらです。

○委員

図でいくと南側の……。

○説明者

今回の築堤がこの部分で、追加した部分がこの部分です。築堤が2本ありますので、上がった、下がったが出ちゃうんですね。ですから、その上がった、下がったが出ないように、間を埋めて一回で済むように、そのようなアクセスです。

○委員

それが基本的アクセスになっている。じゃ、当初の計画にはなかったことなんですか。

○説明者

当初はその間がなくて、上がった、下がった。

○委員

する予定だった。

○説明者

はい。

○委員

何か理由、ただ大変だという、例えば地域中の人とか、そういう上がった下がったが大変だということで変更になったというような。

○説明者

執行部の協議の中で、先ほどの話、ユニバーサルという考え方を×××のほうで打ち出していまして、そういった意味でちょっと。

○委員

要望があったということですね。

○説明者

要介護の方が避難するのにちょっと時間がかかってしまうとか、そういった意味で上がり下がりがないような形にしてくれという話が町のほうから上がりまして、それで間を埋めたような形で。

○委員

そういう計画されるときって、例えば地元の×××と打ち合わせとか何かはされないんですか。

○説明者

当然やっております。

○委員

後から上がってきたわけですね。

○説明者

それは後からの話ですね。

○説明者

後段でやりながらという。

○説明者

まずは、津波・高潮対策という形で整備を進めていくという流れで、地元説明はしております。そして実際に整備していき具体的な形が見えたところで、やはり渡っていく中で、埋めて平らしたほうが、緩やかな勾配のほうがいいのではないかという意見が出てきたのかと解釈しています。

○委員

当初予定にはなかったということですね。

○説明者

そうですね、変更という形をとっておりますので。まずは堤防ということで。

○委員

勾配はどのぐらいの勾配なんですか。

○説明者

20分の1ですね。

○委員

それは変更して20分1。

○説明者

いや、最終ですね。最初は埋めてないんで。

○委員

もっと勾配があったという。

○説明者

最初は2割程度、1対2の勾配。

○委員

構造物で間を埋めたんでしょう、砂で。

○説明者

それを20分の1に。

○説明者

ですから、ほぼ平らですね。

○委員

ほぼ平らですね。

○委員

なるほど、わかりました。

○委員

入札とは直接関係ないんですけれども、今回の工事の目的が、津波・高潮対策ということですが、素人なりに見ると、この写真見ますと、低いなという感じがするんですけれども、これは大丈夫なんでしょうかというか、こんなものですかね、高さ的には。

○説明者

これ一応目指すべき堤防高で、津波対策としての高さが高潮対策としての高さを比べまして、どちらか高いほうということで決めております。

○説明者

地盤整備から見て高くないんじゃないかというお話ですかね。

○説明者

実は、ここの××海岸はちょっと特殊なんです。ほかのところは擁壁みたいに2メートルぐらいボーンと立ち上げて、壁のようなところでとめているということをやっているんですけども、こちらは×××海岸というところの背後につくっているんですけども、海水浴場であるということもあるし、そこにこういう壁をつくってしまうというのはどうなのかと。実はこれ二重になっているんですね。手前のところで階段みたいなところで一回とめて、さらにもう一度ここでとめるという形で、××のほうでこういう計画等要望されまして、それを計算しますとちょっと二重でやっているということもありまして、1カ所でポンととめるのではなくて、ここでとめて、さらにもう1回とめるということになったので、高さとしては押しえられたということになっております。

○委員

ちなみににですけれども、×××で渦波ができたように、××のところに行っちゃいましょね、あの消防署のあたりとか、あの辺まで水来ましたよね。あのときの水位をとめられるぐらいの高さは。

○説明者

とめられないですね。今回はL1津波というやつなんです。これは百数十年に1回起きると言われていまして、今回はそこをターゲットにして高さを設計しています。いわゆるこの前来たL2津波、千年に1回と言われるやつまでとめるとなると、これは莫大な費用等要しますので、今回、国のほうでは、対象としてはL1津波に対するものをつくりましょうということでやっているの、確かに地元のほうから中途半端じゃないかと、だったらこの前のやつとまらないでしようと、じゃ、やらなきゃいいじゃないかという議論もあるんですけども、そこはどこまでやるかという一つの基準ですので、今回はそのL1津波を対象にやるということでやっております。

○委員

これは海水のところから何メートルぐらい、通常の海水というか、何メートルの高さなんですか。

○説明者

4.5ですので、海面から通常でいうと4.5と。

○委員

4.5もあるんだ。

○説明者

これ砂浜でも大分奥のほうになりますので、結構砂浜自体も高く。

○説明者

ご存じのように、砂浜はずっと続いていますので、結構高くなっていますので、もともとの地盤が高くなる。

○委員

そうか、そうか、あそこは地盤が高いんだね。

○委員

ほかにありますか。

この堤防がないと、そのL1津波でも市街地に行っちゃうんですか、波というのは。

○説明者

市街地といいますか、本来の港のほうといいますとそちら、うちのほうはどちらかというとな側の住宅地、道路の下にある住宅地、港湾のほうは市街地かかっていますけれども。

○説明者

ここも海岸線走っている道、そのぐらいですね。

○委員

そこまで。

○説明者

水が入ってくる程度。

○委員

道路も4.2、2.9……。

○説明者

2メートル弱ですか、だから道路から2メートルぐらい上げてあるから。

○委員

やっぱり一応つくっておかないと。

○説明者

その中にも商店街もありますし。

○委員

そうか、そうだな。

○説明者

ただ、これはL1ですので、L2津波はもっと背後まで行きます。

○委員

L2になると、参考までに教えてください、どのぐらいの高さが必要なんですか。千年に一度とか言われている、過度に設計するとどうなっちゃうんですか。

○説明者

L2は、東日本大震災のときは役場のところを越えて、あの消防署とか、役場も1メートルぐらい床上ぐらいになっている。

○委員

あのぐらい。水位的にはかなり上がっちゃうんですね。

○説明者

あと2メートルぐらい高くしないと。

○委員

×××って、まち中以外と平らなんだけど、奥に行くと若干上がって、海防陣屋跡のあたりなんかかなり高台になっている、逃げるときはあっちに逃げろという感じだと思うんですけども。

○説明者

そうですね。高台のほうを目指すということになってきますからね。

○説明者

9メートルしかない。

○説明者

9メートルだったら、あと5メートルぐらい高くしなきゃだめなんだ。

○委員

莫大な金額。

○説明者

莫大ですね。なので、東北なんかのほうだと、L1津波でも海岸に近いところは高いというんで、初めはやってくれというお話で始まったところが、実際の壁ができたのを見て、住民の方が、これは何だということ、ちょっとスピードが落ちてきているという実態ありますから、我々のところも2メートルぐらい高く上げるだけでも、北のほうの××とか海水浴場のところでは、地元の皆さんからかなりそういう反対というか、ご意見いただきまして、場所によっては、××かもそうなんですけれども、アクリル板の窓を設けまして、全部コンクリートで固めないで、見えるようにという工夫をしているところもございます。

○委員

アクリル板大丈夫なんですか。

○説明者

アクリル板でもこんな分厚いやつなんです。こんなんじゃないですからね。

○中崎委員

大丈夫なんですね、壊れないんですね。

○委員

では、ほかになれば、きょうの審議の結果を踏まえて今後に生かしていただきたいと思います。ありがとうございました。

きょう最後の案件ということで、道路除草工事で、×××さんのほうからご説明をお願いします。

○説明者

まず、審議事案説明書1ページに従いまして、事案の概要のご説明をさせていただきます。

入札方式は指名競争入札、工事名は県単道修、第×××号、道路除草工事でございます。工事種別は、土木一式工事でございます、工事場所は、一般県道×××の×××地内ほかでございます。

場所につきましては、資料の10ページ、後ろから2枚目になりますけれども、管内図をごらんいただきますと、外側の黒い実線の枠が私どもの管内の範囲でございます、管内は×××からなっております。黒い破線が行政界でございます、管内の中ほど、××と××、それから××の地域に存します県管理の国道、県道の除草工事でございます。赤で示した実線がその該当する道路でございます。

1ページに戻っていただきまして、工事の概要でございますけれども、施工範囲、大体道路の延長が50キロメートルございますけれども、これについて除草するものでございまして、この工事の中で、全体を一回除草した後、必要に応じて部分的にもう一度除草するというようにしてございまして、その1回目が1万1,600平方メートル、2回目が5,800平方メートル、合わせまして1万7,400平方メートルでございます。除草の仕方は、肩掛け式という方式で除草を行うものです。

工期は、平成27年6月から平成27年10月末までのおよそ140日間を予定して発注したものでございまして、この工事は設計変更を行っておりまして、変更の概要につきましては、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、指名業者選定の経緯、それから理由でございまして。

当該工事は、予定価格が1,000万円未満のために、指名競争入札の方法によって入札を行いました。入札参加資格は、土木一式工事の格付のB等級及びC等級の中から、信用度、それから地理的な条件を考慮しまして、工事現場に近い業者から選定したものでございまして。12者選定しております。

5ページから6ページに、選定理由書、具体的な選定した業者名が書いてある理由書ですけれども、それを添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上のとおり入札参加資格、選定結果によりまして、平成27年6月12日に入札を行いました。

1ページに戻っていただきまして、一番下の入札の経緯及び結果でございましてけれども、入札参加者は3者でございました。12者のうち、8者が入札を辞退、1者が入札をしませんでした。予定価格が468万円、税抜きでございまして。最低制限価格が同じく389万円、請負金額が467万円でございます。落札者が×××でございました。落札率は99.8%でございます。

2ページに入札の結果の入札書取書、7ページに契約内容の公表を添付しております。

次に、設計変更についてご説明申し上げます。

8ページの変更契約内容の公表をごらんください。

変更の理由でございましてけれども、工事発注の時点では、第2回目の除草の数量を、これまでの実績を参考にしまして第1回目の除草の数量の約半数として計上しておりましたけれども、この年予想外に草が繁茂した箇所があったことから、除草面積を1,400平方メートル追加したこと、それから刈り草の量が多かったことから処分数量を増にしたことでございます。

9ページをごらんください。

平成27年10月30日に工事完成通知書を受領しまして、同じく11月9日に完成検査を行い、合格を確認しまして、合格の通知を行っております。

最後に、一番最後のページの写真でございましてけれども、この工事の状況の写真をつけさせてもらっています。7月に施工しました第1回目の除草工事の着手前と完了の状況の写真でございます。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見がございましたら、よろしく申し上げます。

○委員

8者は入札辞退、1者が入札なし、3者になってしまったということなんですけれども、何かあったのでしょうか。これは単なる相手方の会社さんの都合という、ただそれだけです。この時期に重なったとか、ほかの工事が。

○説明者

このような結果になったことに関しまして、特に聞き取り等はしていませんけれども、今までの経験で一般的なお話をさせていただきますと、Cランクの業者さんというのは非常に規模が小さい会社さんが多く、抱えていらっしゃる技術者の数も非常に限られている、1人とか2人とか。社長さんがやっているとか、そういう会社が結構多いものですから、なかなかこの工事に専従の技術者を配置するというのが難しいという場合がございます、そういうときに一般的には辞退されるということがありまして、今回もそういうことがあったのかなと考えております。

○委員

今のお話というのは、例えば除草の時期というのは似たような時期にやられるから、どうしても、技術者というそういう従事する人は何の手当てしてないというところが。

○説明者

それはあるかと思えます。私どもの管内、全体で管理しています道路の延長が大体300キロぐらいございまして、そのほかに、一般の国県道のほかにサイクリングロードなどもございまして、それを含めまして、ここと同じぐらい大体延長50キロぐらいで工区分けをしているんですけども、そうすると6工区、7工区ございまして、それが同じ時期に一斉にということなので、管内の業者さんも限られるということで、たぶんそういう事情があるのかと推察します。

○委員

例年こういった形で辞退の業者が出るということで。

○説明者

それはあります。

○委員

11ページの写真、たまたまこの場所の写真だからということもあるのでしょうけれども、除草だけしても、多分また生えますよね。その辺がしっかりしないと、という感じがするんですが、かなり舗装のすき間から出てくる雑草などはまた出てくる。舗装も一緒に整備したほうが。

○説明者

おっしゃるとおりでございまして、実はこういう場所が結構あります。やはり土砂を撤去しないとまた生えてしまうというのがありまして、全部ではないんですが、特にそういうのが多いといいますか、多い箇所に対しましては、別工事で、スコップで取るようなこともしてございます。この草刈りの工事では土砂撤去まではやっていない。

○委員

かなり歩道もでこぼこしていて、目が粗いんですけども、このすき間を埋めるようなことだけでも除草する部分は減るのかなという気がするんですけども。

○説明者

おっしゃるとおりでございまして、この手間が、300キロという中で、全部ではないんですが、その辺をやっていくとかなりのボリュームになるものですから、本当に必要な箇所を先行してやっていくような格好では対応してございます。

○委員

きょう午前中にも同じような除草工事の件があって、除草した後、毎年当然生えると思

うんですけれども、一つお伺いしたのが、そのとき例えば薬剤の使用とか、そういったことは考えられないでしょうかねと言ったときに、その区域というのは農地が周りに広がっていたり、そういったことで薬剤の影響というのがあるだろうからそれは無理かもしれないという話は伺ったんですが、こういった高架の下のところとか、果たして薬剤のあれを心配するような場所なんだろうかというのがちょっとあるので、薬剤とか何とかというのを考慮しながら使えば、もうちょっと有効的に、刈った後にまくとか、そういう手間を加えるとか、というのはどうなんでしょうね。

○説明者

ご指摘のとおり、そういったことも考えられるかと思えますし、あとは、でき上がった道路じゃないですけれども、例えば4車線の道路をつくるのに、とりあえず2車線の整備をして、2車線分は土のまましばらくの間放置するということ、ここも草が生えるわけですが、そういったところについては、薬剤というよりも、何らかの例えば碎石のようなものを再利用して敷くとか、そういったいろいろな対策は考えられるかと思えますし、そういうことを実際やっております。

ただ、薬剤につきましては、例えば農地、あるいは一般的なお話じゃないかと思いますが、例えばここを犬を連れて散歩される方、いろいろな方がいらっしゃる、積極的に薬剤というのは今考えてはいないですね。一つの考え方ではあるかと思えますけれども、いろいろな考え方をされる方もいらっしゃるということで、今のところはやっておりません。

○委員

わかりました。

○委員

別の案件で道路の除草工事をやっている、そのときの指名業者の選定理由の件、これ5ページですけれども、技術者の状況・技術的適正というあたりも関係というのは特になかったのでしょうか。別件がそこら辺まで勘察したということがあったので、ちょっと申しわけない。一応実績とかそういったものは、あるということで考えてよろしいのでしょうかね。考慮しなかったということですか、それとも多少考慮したけどここに特にマルをつけることは問題があるという、5ページですね。

○説明者

私たちは、信用度と、それから毎年これはやってきているわけですが、意外に草刈りの工事って施工中の事故が意外と発生したりしているんですね。ちょっと地形が複雑なところ、施行前は草が繁茂していて地形がわからないという状況ですので、そういったところでの事故などが結構起こっていることがありまして、近くの業者さんで、そこがどんな地形をしているのかよくご理解いただいているところにやっていただくのが、そういう安全性なども含めてよろしいかということで、私たちは地理的な条件、近くの業者さんということ優先しております。

○委員

それを中心にということ考えているんですね。

○説明者

はい。

○委員

このところ特に斜線が引いてないから、きっとそこら辺も一応考えておられたのかなと、技術的な面では。そう考えてよろしいんですね。

○説明者

はい。

○委員

ほかに何かご質問はありませんか。

特にないようですから、この案件もこれで終わりにさせていただきます。きょうの審議を踏まえまして、今後に活かしていただきたいと思います。お疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○委員

審議のほうはこれで終わりましたので、あと事務局のほうで。

○事務局

長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

以上で、平成28年度茨城県入札監視委員会第2回定例会議を終了します。